

三条市立第一中学校「いじめ防止基本方針」

三条市立第一中学校
校長 田村和弘

はじめに

この三条市立第一中学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号、以下「法」という。）第13条の規定に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために策定するものである。

1 いじめ問題についての基本的な考え方

いじめの定義

「いじめ」とは、法第2条で、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している当該生徒と一定の人間関係^{※1}のある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響^{※2}を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」とされている。

また、「新潟県いじめ等の対策に関する条例」により「いじめ類似行為」も「いじめ」と同様に扱う。「いじめ類似行為」とは、「当該生徒が当該行為を知った時に心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」とされている。

この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かについては、表面的・形式的ではなく、いじめを受けたとされる生徒の立場に立って判断する。また、いじめには多くの態様^{※3}があることから、いじめに該当するか否かを判断する際は「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定的に解釈^{※4}することがないように努める。

※1 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。

※2 「物理的影響」とは、身体的影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。

※3 「多くの態様」の例

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間外れ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりして叩かれたり蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる 等

※4 「限定的な解釈」とは、被害生徒が加害の行為を受けていることに気付かない場合（ネット上の誹謗中傷等）にいじめとして認知しないような場合である。

出典 文部科学省「いじめ防止等のための基本的な方針」

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いじめ防止は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わず、いじめがおこなわれなくなるようにすることを旨とする。

また、いじめ防止の対策は、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、全ての生徒が十分に理解し、いじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよ

うにするためのものである。

加えて、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校は、国、地方公共団体、地域住民、家庭その他の関係者との連携の下、いじめの背景にも目を向け、いじめの問題を克服することを目指す。

以上を踏まえ、三条市立第一中学校として、下記の取組を推進する。

(1) いじめの未然防止に努める

あいさつを推奨するとともに、正直に申し出ることや「ごめんなさい」と素直に謝ることの重要性を説き、人間関係づくりの基礎を養う。

- (2) 「いじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識をもって指導する
どのような社会にあっても、いじめは許されない。いじめる側が悪いということを明確にし、毅然とした態度で対応する。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に対応する。
- (3) いじめられている生徒の立場に立った親身な対応を行う
生徒の悩みを親身になって受け止め、子どもの発する危険信号をあらゆる機会を捉えて鋭敏に感知するよう努める。どの学級や学校にも深刻ないじめ事件が発生し得るという危機意識を持つ。
- (4) いじめ問題は家庭と学校が連携して対応を行う
いじめの問題の解決のために、家庭が極めて重要な役割を担う。いじめの問題を解決できるように、家庭と学校が連携・協力し、早期発見・早期対応を行う。
- (5) いじめについて、全教育活動において指導する
個性や差異を尊重する態度やその基礎となる価値観を育てる指導を推進する。道徳教育を通して、かけがえのない生命、仲間と共に生きることの素晴らしさや喜びなどについて指導していく。
- (6) いじめ問題は、家庭・学校・地域社会など、全ての関係者が全力で取り組む
いじめの解決に向けて関係者の全てが、それぞれの立場から責務を果たす。また、地域住民等の協力を得ながら、生徒への現場指導や学校と家庭への通報を要請する。

2 いじめ防止の手立て

いじめ防止の基本は、すべての生徒が安全・安心に学校生活を送ることができ、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことにある。

下記(1)いじめ防止学習プログラムに基づく活動では、「居場所づくり」「絆づくり」「自己有用感」をキーワードに、学校づくりを進めていくことにより、すべての生徒が集団の一員としての自覚や自信をもち、互いを認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが作り出す環境にしていくよう努めることが大切である。

「居場所づくり」とは、学級や学年、学校を生徒一人一人の居場所になるようにしていくことである。それは、様々な危険から子供を守るという安全はもとより、そこにいることに不安を感じたり、落ちかない感じを持ったりせず、安心感が得られるようにすることである。

「絆づくり」とは、日々の授業や行事で、全ての生徒が他の生徒のために活躍できる場面を設定することである。そのために、教師は生徒一人一人が活躍できる「場面づくり」を行い、生徒同

士が互いに認め合ったり、心のつながりを感じたりすることができるようにする。

「自己有用感」とは、自分の属する集団の中で、自分がどれだけ大切な存在であるかということをも自分自身で認識しながら、自分への自信を高めることである。これは、問題行動や、危険な行為等を抑制する基盤となるものである。

下記(2)小中一貫教育に基づく社会性育成のための取組では、「自己有用感」「人間関係づくりの能力」「規範意識」「困難に対して、他者と協力しながら問題解決を図る意欲や態度」の4つの視点を大切にして、「授業づくり」と「集団づくり」を進めていく。そして、一人一人の児童生徒がきちんと授業に参加し、基礎的な学力を身につけたり、認められているという実感を持てたりしたならば、いじめの加害者になることはないと考ええる。

(1) いじめ防止学習プログラムに基づく年間の活動予定

いじめ防止学習プログラムとは、上記で述べた取組を、意図的に実践することである。いじめ防止の手立てとして、上記の「居場所づくり」「絆づくり」「自己有用感」を重視し、以下の年間活動を計画・実行する。その際に、次の点を大切にして実践する。

- ・学校の全教職員が、自校の生徒の実態について当事者意識をもって話し合い、その過程を通して共理解を図る。
- ・活動の目標を具体的に設定して共通理解を図り、一人一人の教師が責任をもって計画・実行する。
- ・生徒指導を全教職員によるチームでの指導ととらえ、教師それぞれの個性や持ち味を生かし、役割を明確にした計画・実践に努める。
- ・毎年、前年度の反省や生徒の実態を検討し、活動内容を改善していく。

月	年間の行事や活動	いじめ防止のためのアンケート等
4月	○入学式 ○新入生歓迎会	○教育相談・いじめアンケート
5月	○生徒大会	○教育相談・いじめアンケート ○教育相談期間
6月	○中越地区大会激励会・報告会	○WEBQU検査(学級満足度・学校生活意欲・ソーシャルスキル) ○教育相談・いじめアンケート
7月	○県大会激励会・報告会	○教育相談・いじめアンケート
8月	○体育祭準備活動	○教育相談・いじめアンケート
9月	○体育祭 ○新人大会激励会	○教育相談・いじめアンケート
10月	○新人大会報告会 ○小学校運動会お助け隊 ○合唱コンクール	○教育相談・いじめアンケート
11月	○いじめ見逃しゼロスクール集会 ○地域クリーン作戦 ○生徒会役員選挙	○WEBQU検査(学級満足度・学校生活意欲・ソーシャルスキル) ○教育相談期間 ○教育相談・いじめアンケート
12月		○教育相談・いじめアンケート
1月	○生徒大会	○教育相談・いじめアンケート
2月	○3年生感謝キャンペーン	○教育相談・いじめアンケート
3月	○卒業式 ○修学旅行 ○小6中1交流会	○教育相談・いじめアンケート

(2) 小中一貫教育に基づく社会性育成のための取組

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象にいじめに向かわせないための未然防止の教育活動に取り組む。すなわち、「自己有用感」「人間関係づくりの能力」「規範意識」「困難に対して、他者と協力しながら問題解決を図る意欲や態度」の4つの視点を大切に社会性の育成に努める。

生徒が、心を通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにする。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、お互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

また、教職員の言動が児童生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることが決して発生しないよう、常日頃から教職員自らの言動に注意を払う。

〈具体的な取り組み〉

- ・社会性の育成 …小中一貫教育に基づく小中交流活動、地域連携活動
いじめ見逃しゼロスクール集会、生活規律の明確化
- ・自治的能力の育成 …生徒会活動（日常活動・各種行事・部活動等）
- ・学級づくり …ソーシャルスキルトレーニング、SGEを取り入れた特別活動
※SGE…構成的グループエンカウンターとは、リーダーの指示した課題をグループで行い、その時の気持ちを率直に語り合うことを通して、徐々に人間関係におけるふれあい体験を深めていくものである。
WEBQU検査を活用した学級づくり
- ・授業づくり …授業規律の明確化、分かる・できる授業づくり、学び合う授業の創造
- ・道徳教育 …体験的活動による感性の醸成、自己有用感と命を大切にすることの育成
人権教育、同和教育の充実

3 いじめの早期発見の手立て

学校は、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。また、保護者用のいじめチェックシートなどを活用し、家庭と連携して生徒を見守り、健やかな成長を支援していくことも有効である。

生徒及びその保護者、教職員が、いじめに関して相談できる体制を整備するとともに、生徒や保護者の悩みを積極的に受け止めているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制の点検を行い、保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知することが必要である。なお、教育相談等で得た生徒の個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱う。

定期的なアンケートや教育相談以外にも、いじめの早期発見の手立ては、休み時間や放課後の雑談の中などで生徒の様子に目を配ったり、個人ノートや生活ノート等、教職員と生徒の間で日常行われている日記等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりすることなどが考えられる。これらにより、集まったいじめに関する情報は、学校の教職員全体で共有する。

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりする。大人が気づきにくい形で行われることも認識する。ささいな兆候を見逃さないためにも日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。そして、いじめの早期発見の手立てとして、以下の取組を実行する。

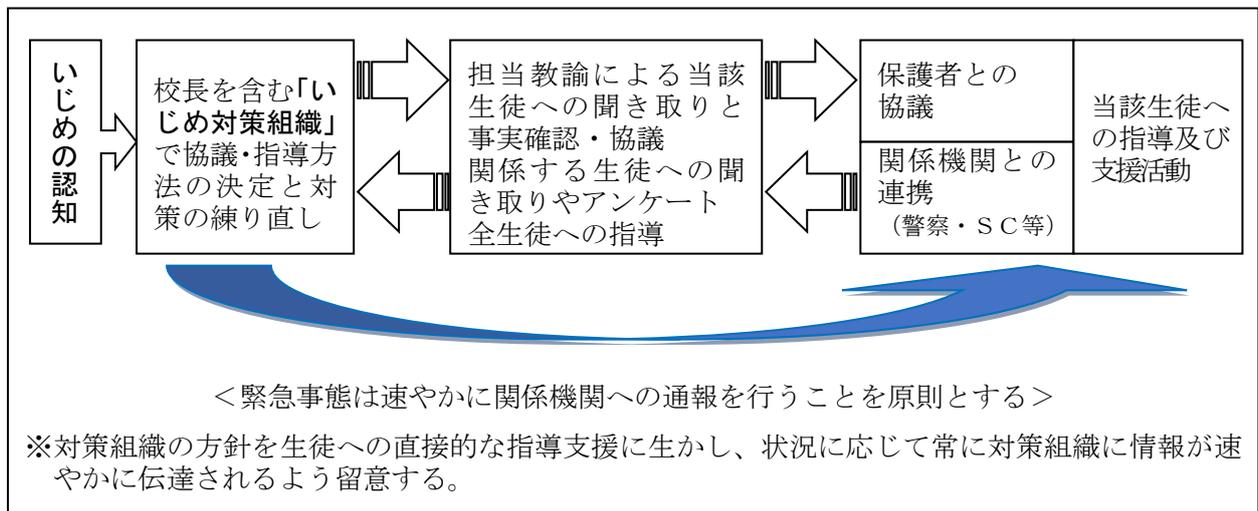
〈具体的な取組〉

- 教室等の環境整備
- 在籍生徒の日常生活の観察
- いじめ防止に関する職員研修
- 随時教育相談の実施
- 生徒指導部会（週1回）
- いじめ・不登校対策委員会（週1回）
- 学校評価アンケートの実施（年2回）
- 定期的な生活ノートのチェック
- 個別教育相談の実施（年2回）
- 教育相談・いじめアンケートの実施（月1回）
- WEBQU（学級経営サポートシステム）の活用と分析の研修（年2回）
- 学校等警察連絡協議会（中学校・高等学校・警察連絡会議、年2回）

4 いじめに対する措置について

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。加害生徒に対しては、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

これらの対応については、可及的速やかに、教職員全員の共通理解の基に、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関との連携の下で誠実でていねいに取り組む。



5 いじめ防止等のための組織について

(1) 名称

三条市立第一中学校いじめ・不登校対策委員会

(2) 構成員

校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、不登校・適応学級担当、教務主任、特別支援教育コーディネーター、（三条警察署）、（スクールカウンセラー）

(3) 組織の具体的な役割

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実施・検証・修正する役割
- ・いじめの早期発見のための相談・通報の窓口としての役割
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動に関する情報収集と記録、共有を図る役割
- ・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなどして、いじめに関係する生徒への事実関係の聴取により事実関係の把握といじめであるか否かの判断、指導や支援の体制・対応方針の決定の役割
- ・保護者と連携した対応を組織的に実施するための役割

6 重大事態に係る対応について

(1) 重大事態の意味

- ①「いじめにより」、当該学校に在籍する生徒の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じる疑いがあると認めるとき。
 - ・自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合など、生徒の状況に着目して判断する。
- ②「いじめにより」、当該学校に在籍する生徒が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - ・「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には上記目安にかかわらず、重大事態と捉えるものとする。
- ③その他の場合、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして対応する。

(2) 重大事態としての認知と調査

①重大事態の認知

重大事態が発生した場合は、学校は直ちにそのすべてを教育委員会に報告するとともに、迅速に初期対応にあたる。

②重大事態の調査

重大事態の調査にあたっては、以下の事項に留意しながら、教育委員会の調査組織が学校との連携作業によって、調査を行う。

- ・重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校、教職員がどのように対応したか、など上記内容について客観的な事実関係を可能な限り網羅的に調査し、明確にする。
- ・在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査の実施に当たっては、いじめを受けた生徒や情報を提供した生徒を守ることを最優先として調査を行う。
- ・質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめを受けた生徒又はその保護者に提供する場合があることを、調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置をとる。
- ・いじめを受けた生徒からの聴き取りが可能な場合は、当該生徒の心情を十分に配慮しながら、ていねいに聴き取りを行うとともに、心のケアを徹底する。
- ・いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合（当該生徒の死亡や入院など）は、当該生徒の保護者の要望、意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と調査について協議をし、適切な方法で調査する。

教育委員会又は学校はいじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で、経過報告するよう努める。

③いじめを受けた生徒及びその保護者への対応

重大事態に係るいじめを受けた生徒は心身ともに大きな傷を負っている可能性が強いことから、当該生徒の心のケアと身体の安全確保を最優先事項として、以下の対応や支援を行う。

- ・教員やスクールカウンセラー等によって心情に寄り添う相談活動を行い、常に意向を確認しながら、解決方法について共に検討する。
- ・聴き取りで得られた情報をもとに、安心できる学習・生活環境を確保する。

- ・必要に応じて、保護者の了解のもとに、医療機関や警察と連携を図る。
また、当該生徒の保護者へは次のような対応や支援を行う。
- ア 学校管理下の有無を問わず、いじめの実態把握に全校体制で努め、対処について最善を尽くすことを伝える。
- イ いじめの事実や当該生徒の心身の状況、対処方法について、具体的な内容を説明する。
- ウ ていねいに協議を繰り返し、意向を尊重しながら、望ましい解決方法を共有する。
- エ 保護者自身の不安をできる限り解消するためにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等とのカウンセリングの機会を設定する。

④いじめを行った生徒及び保護者への対応

- いじめを行った生徒に対しては人格の成長を旨として次のような対応を行う。
- ア 決して許されない行為であることを十分に認識させ、繰り返さないよう指導する。
- イ いじめを受けた生徒の立場に身を置き、相手の痛みを推測させ行為の重大さを実感させる。
- ウ 再発防止を自ら誓うことができるよう指導する。
- エ 保護者に対してはいじめに係る事実を丁寧に説明し、行為の重大さを当該生徒と共に認識させるとともに、解決への協力を求める。
- オ いじめを行った背景を注視し、当該生徒の心の安定のため、関係機関と連携して支援を行う。

7 その他の学校の取組

- (1) いじめ防止の校内研修を実施する。
- (2) 三条市立第一中学校PTA活動との連携を図る。(総会、総務委員会等)
- (3) 小学校PTAや地域との連携を図る。
- (4) いじめ防止等にかかる上記の取組について、「三条市立第一中学校いじめ・不登校委員会」において、PDCAサイクルにより、取組の評価を毎年行う。
- (5) 特にSNS(ソーシャル・ネットワーク・サービス)等におけるいじめやトラブル防止のため次の指導を徹底する。
 - ①自分及び他人の個人情報(ID、パスワード、アカウント、アドレス、電話番号、個人を特定できる画像など)を掲載しない。
 - ②自他を誹謗中傷する表現や品格を損なう不適切な表現を掲載しない。
 - ③出会い系サイト等の有害サイトへのアクセスをしない。(フィルタリングを設定する)
 - ④見ず知らずの人物と通信しない。
 - ⑤いじめや暴力を受けているなどの情報を得た場合は速やかに家の人と学校に報告する。(SOSを見逃さない)